

## 選挙のムダ使い未然防止に関する活動について

### ～知事への公開質問状の回答公開～

川口市民オンブズマン

#### ■ ごあいさつ

平素より、市民オンブズマン活動へのご理解、ご協力を賜り心より御礼申し上げます。

昨年、川口市民オンブズマンでは来る統一地方選挙(川口市議選・埼玉県議選)に向けて、選挙に関する公費負担(選挙公営)のムダ使いを未然防止するため、各種の取組みを行ってきました。すでに各種の取組みについては、その結果等を当会HP、記者発表等を通じてご案内させていただきました。

さて、本年3月31日付の記者発表のとおり、上田清司知事へ選挙ポスターの公費負担に関する公開質問状を送付しましたが、この度、回答を頂きましたので、添付のとおり公開します。

※本年3月31日付の記者発表については当会HPを参照ください。

#### ■ 埼玉県知事への公開質問状の回答について

添付の回答を参照ください。なお、公開質問状の抜粋は以下のとおりです。

##### 【公開質問状の抜粋】

1. 地方財政法 第四条(予算の執行1. 地方財政法 第四条 (予算の執行等)には「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。」とありますが、添付資料の公費負担結果に関して「必要且つ最小の限度を超えて支出していない」と判断されるならばその理由を御教示下さい。
2. 埼玉県では条例により掲示板(掲示場数)×2倍迄のポスターを公費により作成できるようにしていますが、埼玉県として掲示板数(掲示場数)×2倍としている根拠をご教示下さい。なお、単に『衆議院小選挙区選挙や参議院選挙区選挙と同様の扱い』であるとの根拠ではなく、条例を制定している埼玉県として、その必要性等を明確にした根拠をご教示ください。
3. 知事は地方自治法及び地方財政法に従い公費負担に関する基本的な認識を新たにされ、速やかに条例を改定し公費負担の低減を図るよう是正を依頼いたします。条例を改定する意向の有無、条例を改定する期限などについて御教示下さい。
4. 掲示板に使用しなかった残余のポスターについて、県知事としての立場ではなく、ひとりの政治家として御教示下さい。
  - ①前回の県知事選挙におけるご自身の選挙において、掲示板に使用しなかった残余のポスターはどのように処理されましたか？
  - ②選挙公営による公費負担で作成された選挙ポスターに関して、掲示板に使用しなかった残余のポスターはどのように処理すべきですか？

#### ■ 回答に対する当会のコメント

上記の各回答を検討し、当会として次のとおり、コメントを公表します。

- 上田清司知事の回答は、前回の回答を書き写したような誠意のない回答であり、県民や国政などに対して明確、かつ切れ味ある発言等をする県知事としては、残念な回答である。
- そもそも知事としてはではなく、政治家個人として回答するように要請している質問を錯誤して捉えるなど、当会質問状に真摯に回答しようとしたものとは思えない。
- 特に問題であるのは、『自分のことは自分で決める』との地方自治の原則からすると、県条例における選挙公営の限度額を、単純に国基準を準用するのみで、そもそも埼玉県として時代の趨勢に合わせて、どのような限度額の設定すべきかの検討を放棄していることです。
- 当会としては今後も継続して、当該問題・課題について、埼玉県としての選挙のムダ使い防止に取り組んでいきたいと考えております。

#### ■ 添付資料・その他

- ・添付資料(埼玉県知事の今回の回答、前回の回答の2通)
- ・詳細不明点等について、川口市民オンブズマンのHP、当会の連絡先までお願いします。

以上

川口市民オンブズマン・代表 村松幹雄  
〒333-0821 川口市東内野56-33  
電話:Fax:048-295-0580  
kawaguchi.citizen.ombudsman@tcat.ne.jp  
<http://k-c-ombudsman.sakura.ne.jp/>

川口市民オンブズマン

代表 村松幹雄 様

私あてに御質問いただいたことについて、お答えいたします。

公費負担の対象となるポスター枚数については、貼り替えや毀損等のためにポスター掲示場数以上の枚数が必要となる実態もあることから、国政選挙と同様、その2倍までを上限として条例を定めています。

条例は公費負担の限度額を定めたものであり、御指摘の支出については、この限度額の範囲内で適正に支出しています。

ポスターを何枚作成し、どの程度の費用をかけるかは、候補者の選挙運動に関わることであり、収支報告書によって選挙後に公表されることも踏まえ、候補者が自由に決定すべきものと考えます。

したがって、現在、ポスターの限度枚数を変更する条例改正の予定はありません。

なお、知事として御質問いただいていますので、残余のポスターの処理については個人の選挙運動に関することであり、回答は控えさせていただきます。

平成28年4月26日

埼玉県知事

上田 清司

川口市民オンブズマン  
代表 村松幹雄 様

私あてに御質問いただいたことについて、お答えいたします。

公費負担の対象となるポスター枚数については、貼り替えや毀損等のためにポスター掲示場数以上の枚数が必要となる実態もあることからその2倍までを上限として条例を定めています。

これは、衆議院小選挙区選挙や参議院選挙区選挙と同様の扱いであり、御指摘の支出についても、この条例による公費負担限度額の範囲内で適正に支出しています。

ポスターを何枚作成し、どの程度の費用をかけるかは、候補者の選挙運動に関わることであり、収支報告書によって選挙後に公表されることも踏まえ、候補者が自由に決定すべきものと考えます。

したがって、現在、条例改正の予定はありません。

なお、残余のポスターの処理についての御質問については、候補者としての活動に関することであり、知事としての回答は控えさせていただきます。

平成23年10月13日

埼玉県知事 上田 清司